平成２５年（フ）第１６３７号
神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町215　市営楽老ハイツ24棟104号
債務者　腰山　裕子（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６７６号
東京都台東区橋場１丁目11－７
債務者　三関由香里
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６７７号
千葉県白井市西白井４丁目６－５　ランドスケープＪⅡ203
債務者　鈴木　浩司
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８０号
東京都渋谷区上原３丁目３－13－102
債務者　安藤かほる
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８１号
東京都台東区東上野３丁目２－３－104
債務者　吉田　朱美
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８２号
東京都足立区足立４丁目２－５－203
債務者　関　　孝行
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８３号
東京都足立区足立４丁目２－５－203
債務者　関　セツ子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８４号
埼玉県越谷市花田４丁目13－18　北辰工業内
債務者　渡邊　龍生
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６８５号
東京都足立区千住元町27－16
債務者　小島富佐子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６９２号
東京都武蔵村山市大南３丁目92－１－301
債務者　野田　幸佑
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７０２号
東京都大田区西嶺町31－14－200
債務者　國分　隆志
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７０３号
東京都大田区西嶺町31－14－200
債務者　國分めぐみ（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７１１号
東京都足立区島根１丁目１－４－306
債務者　宮澤　隼人
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０８号
横浜市緑区鴨居１丁目16番２－303号
債務者　小早川雪波
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４号
神奈川県大和市下鶴間704番地29　モアクレスト21－202
債務者　中山　　亮
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２８号
横浜市鶴見区東寺尾２丁目21番24－107号
債務者　加藤　洋子（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部